

# 静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部後援会会則

(目 的)

第 1 条 本会は、静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部（以下「大学」という。）の教育研究事業を援助し、もって大学の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、静岡県立大学短期大学部後援会という。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会は事務所を大学（静岡市駿河区小鹿 2 丁目 2 番 1 号）内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大学施設の充実に関すること
- (2) 学生の勉学の援助に関すること
- (3) 学生及び教職員の福利厚生に関すること
- (4) 大学運営の助成に関すること
- (5) 静岡県公立大学法人静岡県立大学後援会等との連携に関すること
- (6) その他総代会及び理事会において必要と認めた事業

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、大学に在学する学生の保護者をもって組織する。

(会 費)

第 6 条 会員は、会費 38,000 円（歯科衛生学科は 49,000 円）を、入会するとき一時に納入する。ただし、あらかじめ本会に申し入れて承認されたときは、分割して納入することができる。

(役 員)

第 7 条 本会に、次の役員をおく。

理 事 8 人以内  
監 事 2 人以内

(役員を選出)

第 8 条 役員は、総代のうちから選出する。

(役員任期)

第 9 条 理事及び監事の任期は 1 年とする。

(会長及び副会長)

第 10 条 理事のうち 1 人を会長、2 人を副会長とし、理事会において互選する。

2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員職務)

第 11 条 理事は理事会を構成し、本会の重要事項を審議し、監事は会計の監査を行う。

(理事会の招集)

第 12 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(理事会の議事)

策 13 条 理事会の議事は、理事の半数以上が出席し、その過半数で決する。

(理事会の議決事項)

第 14 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総代会に提出する議案
- (2) その他必要を認める事項

(顧問)

第 15 条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから総代会において会長が推薦する。

(参与及び幹事)

第 16 条 参与及び幹事は、大学職員のうちから会長が委嘱する。

2 参与は、会長の諮問のこたえ、かつ、本会の運営について意見を述べることができる。

3 幹事は、会務を処理する。

(総代会)

第 17 条 本会に総会に代わるべき総代会をおく。

(総代の定数)

第 18 条 総代の定数は、22 人以内とする。

(総代の選出)

第 19 条 任期満了に伴う総代の補充は、毎年新たに加入する会員のうちから互選する。

(総代の任期)

策 20 条 総代の任期は、2 年とする。ただし、歯科衛生学科については、3 年とする。

(総代会の招集)

第 21 条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は毎年度終了後 2 か月以内に、臨時総代会は必要があるときは何時でも会長が招集する。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 22 条 総代は、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合は他の会員又は家族でなければ代理人となることができない。

(総代会の議事)

第 23 条 総代会の議事は、総代の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総代会の議決事項)

第 24 条 総代会においては、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 規約の制定及び改廃
- (3) 予算の決定
- (4) 決算の認定
- (5) その他必要と認める事項

(会計)

第 25 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

1 本会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 18 条中「28 人」とあるのは、平成 9 年度に限り「20 人」と読み替える。

附 則

本会則は、平成 11 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

1 本会則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の会則第 6 条、第 9 条、第 20 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に入学する学生の保護者に適用し、平成 18 年 3 月 31 日において現に在学する学生の保護者については、なお従前の例による。

附 則

1 本会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の会則第 6 条、第 9 条、第 20 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に入学する学生の保護者に適用し、平成 19 年 3 月 31 日において現に在学する学生の保護者については、なお従前の例による。

附 則

本会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 29 年 5 月 28 日から施行する。